

18. 社会福祉法人福岡市民生事業連盟 役員等の報酬等に関する規程

(平成29年12月19日 改正)

(平成30年6月14日 改正)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福岡市民生事業連盟の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対し、その職務の執行の対価として報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 無報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査(定期又は臨時)
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 定款第17条第2項に定める会長(理事長)の業務
- (5) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び視察研修
- (6) その他会長(理事長)が必要と認めた職務

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める金額の範囲で別表に基づき支給する。

2 役員報酬は日額とし、理事に対しては各年度の総額が年額230万円、監事に対しては各年額が20万円を超えない範囲で、別表1に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める「社会福祉法人福岡市民生事業連盟職員の旅費等に関する規程」に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が、職務の執行にあたって負担した旅費以外の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを必要とするものについては、前もって払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成29年12月19日から施行する。

この規程は、平成30年6月14日から施行する。

別表 1

役員等の報酬の額

役 職 名	報 酬 の 額
会 長 (理 事 長)	半日(3時間を限度とする。)を1単位として、1単位(半日)あたり、1万円を支給する。
常 勤 理 事	法人の職員を兼務し、職員給与として支給されているため無報酬とする。
非 常 勤 理 事	日額 1万円
監 事	日額 1万円
評 議 員	日額 1万円

*上記の金額から所得税を控除する。

18. 社会福祉法人福岡市民生事業連盟 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程
(平成29年12月19日 改正)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福岡市民生事業連盟の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対し、その職務の執行の対価として報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査(定期又は臨時)
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び視察研修
- (5) その他会長(理事長)が必要と認めた職務

3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者で、法人規則「特別な人材確保に関する規則」(以下「人材確保規則」という。)により採用された者については、「人材確保規則」に定める俸給の基準に基づき、給与として支給する。

(報酬等の額)

第4条 評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める金額の範囲内で別表に基づき支給する。

2 役員等の報酬は日額とし、250万円の範囲内で、別表1に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第6条 役員等については、第3条第2項に規定する職務の執行に伴う費用として、次にかかる額を支給する。

- (1) 第3条(1)から(3)の職務については、別表2にかかげる費用を支払う。
- (2) 第3条(4)から(5)の職務については、その職務に伴う当該交通費及び宿泊費実費を、社会福祉法人福岡市民生事業連盟職員等の旅費に関する規程に準じて支払う。

2 役員等が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを必要とするものについては、前もって払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

2 法人の役員等以外で、理事会等が委任する第三者委員、評議員選任・解任委員、相談役等(ただし、職員は除く。)に対する報酬・費用弁償はこの規程に準じて支給する。

付則

この規程は、平成29年12月19日から施行する。

別表 1

役員等の報酬の額

役職名	報酬の額	年の総額	
会長 (理事長)	会議等への出席の都度及び法人定款第17条第2項に基づき、業務に従事したときは、その業務の半日(3時間を限度とする。)を1単位として、1単位(半日)あたり、10,000円を支給する。	万円 230	万円
常勤役員	該当者なし(職員として給与が支給されるものを除く)		250
非常勤役員	会議への出席及び法人・施設の業務に従事した都度一律 8,000円		
監事	会議への出席及び監査及び法人・施設の業務に従事した都度一律 8,000円	20	
評議員	会議等への出席及び法人・施設の業務に従事した都度一律 8,000円		万円 30

* 上記の金額から所得税を控除する。

別表 2

- ① 役員等の費用弁償(会議等への出席の場合、一律 2,000円)
- ② その他法人、施設等の業務に従事した場合は実費支給。